

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 特定農業用ため池の指定（農地整備課）	1
○ 特定ため池の指定（同）	2
○ 昭和50年兵庫県告示第681号の8（建築基準法の規定により各区域を所管する建築主事の指定）の一部改正（建築指導課）	3
正 誤	
○ 令和元年7月31日付け兵庫県公報号外中	3

告 示

兵庫県告示第425号の2

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

市 町 名	指定した特定農業用ため池	縦覧の場所
神戸市	小河大池ほか37箇所（別紙1のとおり）	神戸県民センター神戸土地改良センター
西宮市	ひょうたん池ほか2箇所（別紙2のとおり）	阪神北県民局阪神農林振興事務所
三田市	向上下池ほか24箇所（別紙3のとおり）	同上
猪名川町	北谷池ほか7箇所（別紙4のとおり）	同上
加古川市	新池ほか6箇所（別紙5のとおり）	北播磨県民局加古川流域土地改良事務所
西脇市	新池ほか9箇所（別紙6のとおり）	同上
三木市	谷奥大池ほか15箇所（別紙7のとおり）	同上
小野市	龔池ほか32箇所（別紙8のとおり）	同上
加西市	翁谷口池ほか61箇所（別紙9のとおり）	同上
加東市	新池ほか93箇所（別紙10のとおり）	同上
多可町	奥桑谷池（別紙11のとおり）	同上
稲美町	奥の池（別紙12のとおり）	同上
姫路市	隠谷下池ほか51箇所（別紙13のとおり）	中播磨県民センター姫路土地改良センター
神河町	慈増寺池ほか1箇所（別紙14のとおり）	同上
市川町	日原西ノ谷口池ほか4箇所（別紙15のとおり）	同上
福崎町	向内池ほか1箇所（別紙16のとおり）	同上
相生市	馬道池ほか2箇所（別紙17のとおり）	西播磨県民局光都土地改良センター

赤穂市	荷子台池ほか2箇所（別紙18のとおり）	同上
たつの市	地獄谷池ほか19箇所（別紙19のとおり）	同上
宍粟市	近江ヶ谷池ほか3箇所（別紙20のとおり）	同上
太子町	ナタン池（別紙21のとおり）	同上
上郡町	梅谷池ほか19箇所（別紙22のとおり）	同上
佐用町	柴谷古池ほか16箇所（別紙23のとおり）	同上
豊岡市	大谷池（別紙24のとおり）	但馬県民局豊岡土地改良センター
新温泉町	タチャ池ほか3箇所（別紙25のとおり）	同上
朝来市	和田池（別紙26のとおり）	但馬県民局朝来土地改良センター
丹波市	大正池ほか40箇所（別紙27のとおり）	丹波県民局篠山土地改良事務所
洲本市	山神中池ほか43箇所（別紙28のとおり）	淡路県民局洲本土土地改良事務所
南あわじ市	八木小屋池ほか6箇所（別紙29のとおり）	同上
淡路市	奥ノ谷池ほか82箇所（別紙30のとおり）	同上

（別紙1から別紙30までは省略し、右欄に記載の場所に据え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第425号の3

ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第17条第1項の規定により特定ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

市町名	指定した特定ため池	縦覧の場所
神戸市	呑取池ほか152箇所（別紙1のとおり）	神戸県民センター神戸土地改良センター
西宮市	小池ほか11箇所（別紙2のとおり）	阪神北県民局阪神農林振興事務所
宝塚市	ナベガ谷池ほか20箇所（別紙3のとおり）	同上
川西市	水木谷上池ほか5箇所（別紙4のとおり）	同上
三田市	なめら池ほか199箇所（別紙5のとおり）	同上
猪名川町	西の池ほか43箇所（別紙6のとおり）	同上
明石市	又池ほか11箇所（別紙7のとおり）	北播磨県民局加古川流域土地改良事務所
加古川市	長池ほか15箇所（別紙8のとおり）	同上
西脇市	政右エ門池ほか12箇所（別紙9のとおり）	同上
三木市	中床池ほか186箇所（別紙10のとおり）	同上
小野市	井ノ元谷池ほか48箇所（別紙11のとおり）	同上
加西市	境谷池ほか151箇所（別紙12のとおり）	同上
加東市	坂池ほか60箇所（別紙13のとおり）	同上

多可町	馬場池ほか12箇所（別紙14のとおり）	同上
稲美町	芦池（別紙15のとおり）	同上
姫路市	唐立池ほか71箇所（別紙16のとおり）	中播磨県民センター姫路土地改良センター
神河町	山田池（別紙17のとおり）	同上
市川町	東杉野池ほか21箇所（別紙18のとおり）	同上
福崎町	蓮池ほか13箇所（別紙19のとおり）	同上
相生市	東原池ほか6箇所（別紙20のとおり）	西播磨県民局光都土地改良センター
赤穂市	ハブ池ほか5箇所（別紙21のとおり）	同上
たつの市	本谷池ほか35箇所（別紙22のとおり）	同上
宍粟市	天神上池ほか2箇所（別紙23のとおり）	同上
太子町	檜谷上池ほか4箇所（別紙24のとおり）	同上
上郡町	桐ヶ田尾池ほか7箇所（別紙25のとおり）	同上
佐用町	柴谷新池ほか23箇所（別紙26のとおり）	同上
豊岡市	中谷池ほか2箇所（別紙27のとおり）	但馬県民局豊岡土地改良センター
香美町	中尾池ほか1箇所（別紙28のとおり）	同上
新温泉町	平林池ほか13箇所（別紙29のとおり）	同上
養父市	新宮坂池ほか2箇所（別紙30のとおり）	但馬県民局朝来土地改良センター
朝来市	妙見谷池ほか8箇所（別紙31のとおり）	同上
丹波篠山市	奥谷池ほか117箇所（別紙32のとおり）	丹波県民局篠山土地改良事務所
丹波市	才坂池ほか56箇所（別紙33のとおり）	同上
洲本市	長池（木原池）ほか115箇所（別紙34のとおり）	淡路県民局洲本土地改良事務所
南あわじ市	新池ほか35箇所（別紙35のとおり）	同上
淡路市	川池下池ほか186箇所（別紙36のとおり）	同上

（別紙1から別紙36までは省略し、右欄に記載の場所に据え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第425号の4

昭和50年兵庫県告示第681号の8（建築基準法の規定により各区域を所管する建築主事の指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

表の次に次のように加える。

備考 県民局及び県民センター勤務の建築主事が出張、休暇、疾病等により長期不在となり職務が遂行できない期間は、この表の区分にかかわらず、必要に応じて兵庫県県土整備部勤務の建築主事がその職務を行う。

正 誤

○令和元年7月31日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県告示第271号（特定ため池の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
3	下から3	奥ノ池ほか502箇所（別紙39のとおり）	奥ノ池ほか501箇所（別紙39のとおり）